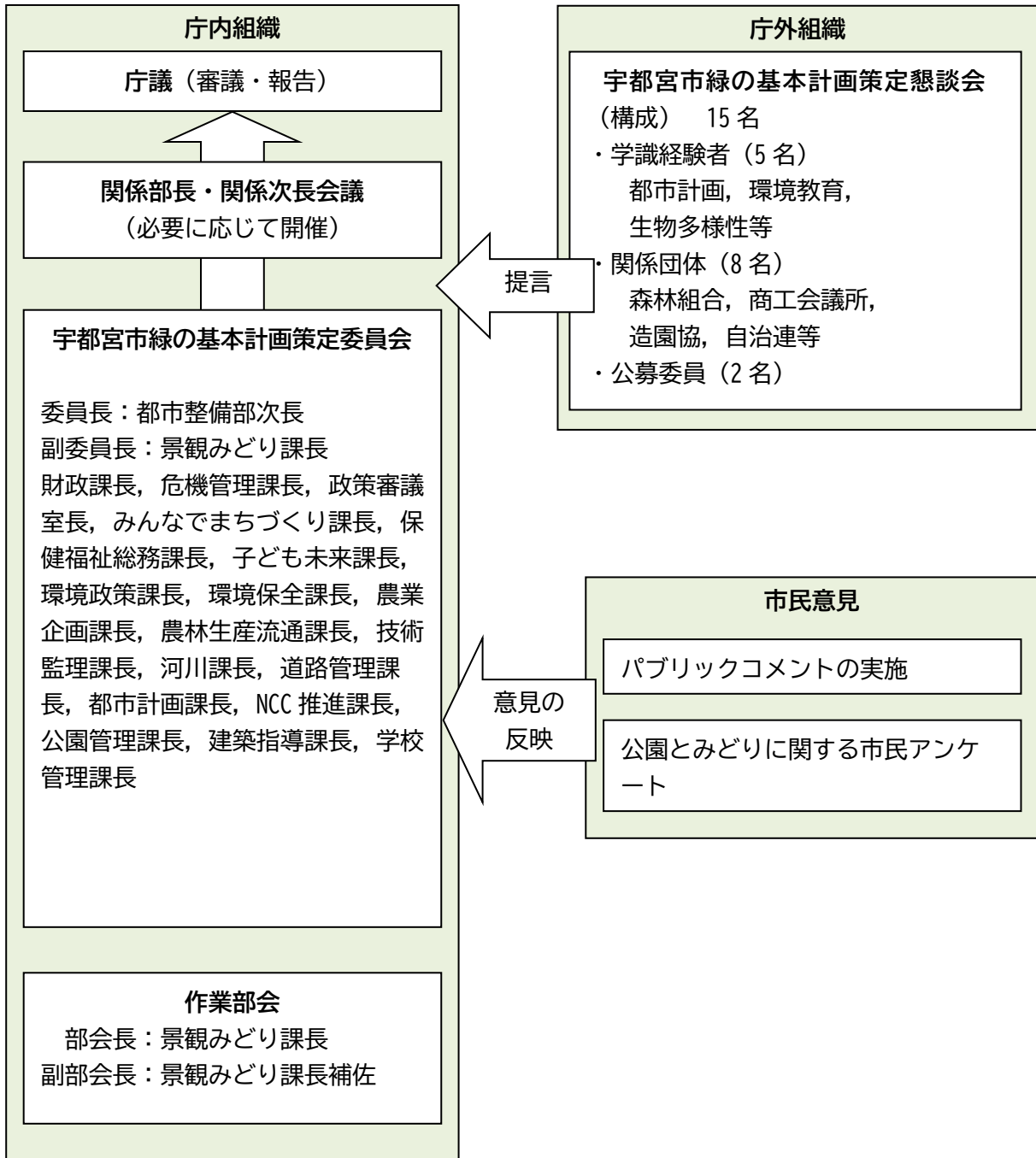


資料編

1 計画策定体制・策定経緯

(1) 策定体制

以下の体制で本計画を検討しました。



第3次宇都宮市緑の基本計画 策定体制

第3次宇都宮市緑の基本計画策定懇談会 委員名簿

	区分	分野	氏名	団体・役職
1	1号 (学識経験者)	都市計画 都市防災	おおもり のがあき 大森 宣暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
2	1号 (学識経験者)	環境教育	かつらぎ なみ 桂木 奈巳	宇都宮共和大学 子ども生活学部 教授
3	1号 (学識経験者)	公民連携	ごそう みどり 五艘 みどり	帝京大学 経済学部 准教授
4	1号 (学識経験者)	生物 多様性	はやし てるたけ 林 光武	栃木県立博物館 学芸部長
5	1号 (学識経験者)	都市緑化	やまね けんじ 山根 健治	宇都宮大学 農学部 教授
6	2号 (団体推薦)	企業団体	あいざわ みちこ 相澤 美知子	宇都宮商工会議所 女性部
7	2号 (団体推薦)	緑地保全	おかじ かずお 岡地 和男	(公財)グリーントラストうつのみや 理事長
8	2号 (団体推薦)	地域活動	こいけ けいいちろう 小池 恵一郎	宇都宮市自治会連合会 会計
9	2号 (団体推薦)	農地保全	こまば びさし 駒場 久	宇都宮市農業委員会 会長職務代理
10	2号 (団体推薦)	緑化技術	さいとう けんじ 齋藤 健壽	(社)栃木県造園建設業協会 技術委員会委員
11	2号 (団体推薦)	報道機関	さいとう みわこ 齋藤 美和子	(株)下野新聞社 編集局地域報道部 まちなか支局長
12	2号 (団体推薦)	森林管理	ふくだ よしお 福田 嘉男	宇都宮市森林組合 代表理事組合長
13	2号 (団体推薦)	環境活動	のぐち すずむ 野口 進	NPO 法人うつのみや環境行動フォーラム 副理事長
14	3号 (市民公募)	公募	とみ けんじ 富 健治	
15	3号 (市民公募)	公募	とみくた みちよ 富久田 三千代	

(2) 策定経緯

年度	日付	議題等	
令和3 (2021)	1月13日 ～2月3日	みどりに係る市民意識調査	
令和4 (2022)	7月15日	第1回 宇都宮市緑の基本計画 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画策定懇談会の設置について ・計画策定の進め方について ・宇都宮市の緑の現状について ・新しい計画の策定課題と特に議論すべき論点について
	8月24日	第2回 宇都宮市緑の基本計画 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第3次宇都宮市緑の基本計画骨子案「I計画改定にあたって」について ・緑の将来像,リーディングプロジェクト案について
	11月11日	第3回 宇都宮市緑の基本計画 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・(仮称)第3次宇都宮市緑の基本計画素案について
	12月26日 ～1月16日	(仮称)第3次宇都宮市緑の基本計画(素案)に関する パブリックコメント	
	2月6日	第4回 宇都宮市緑の基本計画 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議での意見と対応について ・パブリックコメントの意見と対応について ・宇都宮市緑の基本計画策定懇談会提言書(案)について

(3) 宇都宮市緑の基本計画策定懇談会提言書

令和5年2月13日

宇都宮市長
佐藤 栄一 様

宇都宮市緑の基本計画策定懇談会
会長 大森 宣暁

第3次宇都宮市緑の基本計画（案）について（提言）

宇都宮市緑の基本計画策定懇談会では、令和4年7月から4回の懇談会を開催し、第3次宇都宮市緑の基本計画（案）について検討を行ってきました。検討の過程において各委員から出された意見については、適正に反映され、妥当であると考えています。計画の推進にあたっては、以下の内容を十分に配慮いただきたく、提言いたします。

記

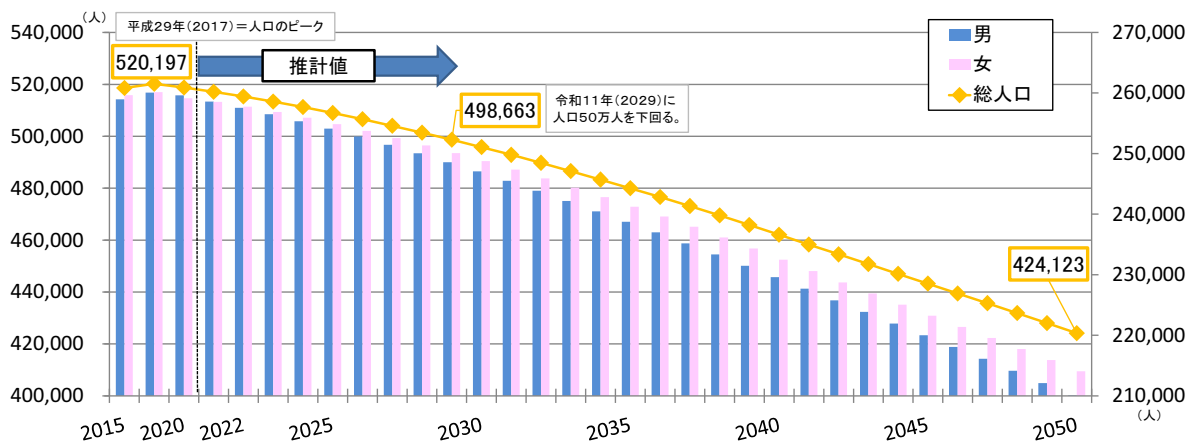
- 1 緑が持つ多様な機能は、市が掲げるスーパースマートシティの実現に向けて、様々な形で貢献することができると思う。緑の機能が的確に発揮されるよう、緑の質を高めていくことに努めていただきたい。
- 2 JR宇都宮駅周辺の再開発やLRT整備など、市のまちづくりが大きく変化していく中、市の顔となる中心市街地については、その魅力を緑によって高めていくことに努めていただきたい。
- 3 新たな生活様式が定着する等、社会情勢の変化に伴い、公園やオープンスペースに対するニーズが高まっている中、公園が人々の豊かな生活に貢献する場となるよう、整備や利活用・管理等も含めて、市民協働による公園づくりに努めていただきたい。
- 4 樹林地・農地等の保全や、中心市街地・住宅地等における緑化活動など、所有者の高齢化や担い手不足等によって、持続的な緑の保全・創出が難しい状況にある中、緑そのものや緑の活動に対する関心を市内外で高め、緑の取組に関わる人口の増加に努めていただきたい。
- 5 緑の将来像を実現するためには、市民・企業・行政等多くの人が連携しながら、計画を着実に推進していくことが重要と考える。本計画に定める各指標に基づき、施策が適切に進捗しているか、取組成果が発現しているかを定期的に把握しながら、都度取組の改善に努めていただきたい。

以上

2 宇都宮市の概況

(1) 人口動向

本市の人口は、令和3（2021）年現在、517,100人となっています。平成25（2013）年には高齢化率が21%を超え、平成29（2017）年の約52万人をピークに減少局面を迎えており、今後も人口減少、少子超高齢化の傾向が続くことが予想されています。



	H27※1 2015	H29※2 2017	R2※1 2020	R3※2 2021	R4※3 2022	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050
総人口	518,594	520,197	518,757	517,100	515,310	508,977	495,813	479,963	462,048	443,216	424,123
男	258,960	260,048	259,616	258,577	257,572	254,115	247,062	238,744	229,584	220,008	210,071
女	259,634	260,149	259,141	258,523	257,737	254,862	248,751	241,220	232,465	223,208	214,052

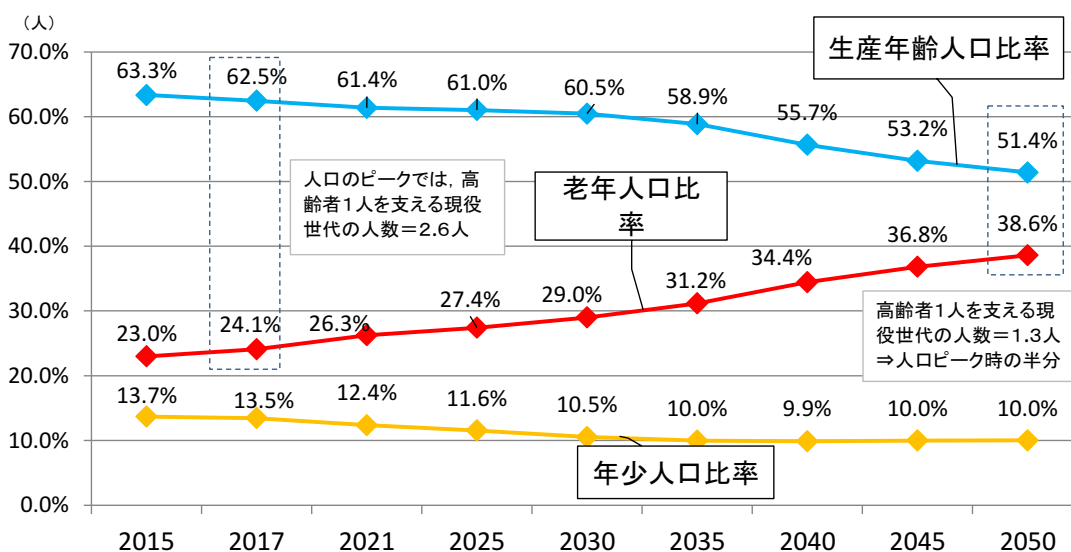
宇都宮市の人口動向

出典：宇都宮市資料「宇都宮市の将来人口推計について」(R4.11.2)

※1 国勢調査実績値

※2 推計人口（最新の国勢調査による人口を基礎とし、これに住居基本台帳の毎月の出生・死亡・転入・転出者数を加減し推計）

※3 以降、将来推計人口



宇都宮市の年齢3区分別人口比率の推移

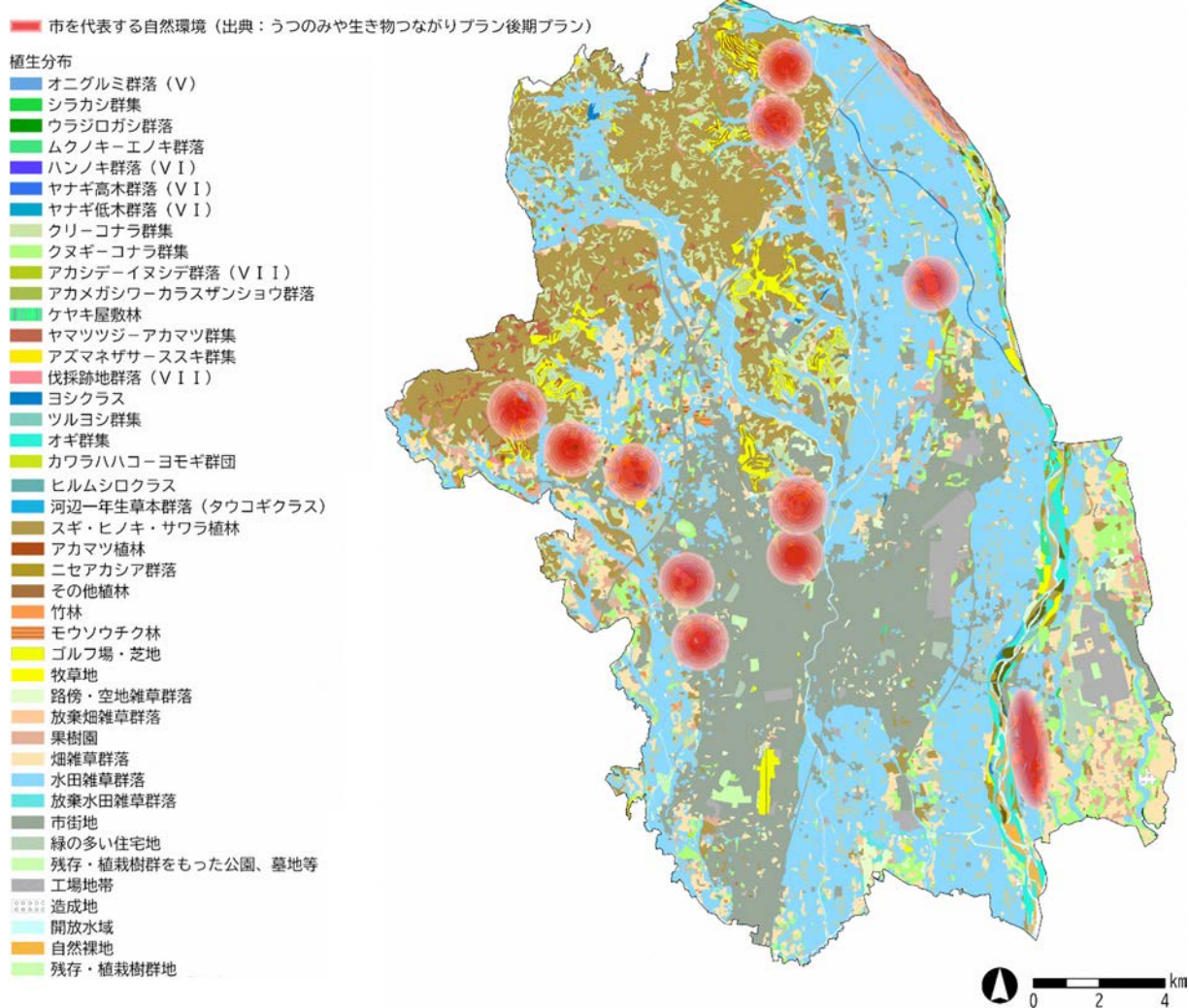
出典：宇都宮市資料「宇都宮市の将来人口推計について」(R4.11.2)

(2) 緑を支える本市の多様な魅力

① 生き物の生息・生育

本市には、大規模な市街地とその周辺の農業を営む二次的自然環境、大規模河川の礫河原環境、奥山的な原生森林環境と、多種多様な自然環境がみられます。この多様な自然環境では、540科 3,363種の動植物がみられ（H21～H22 宇都宮市自然環境基礎調査より）、多様性豊かな地域であることが確認されました。

凡例



市を代表する自然環境と植生

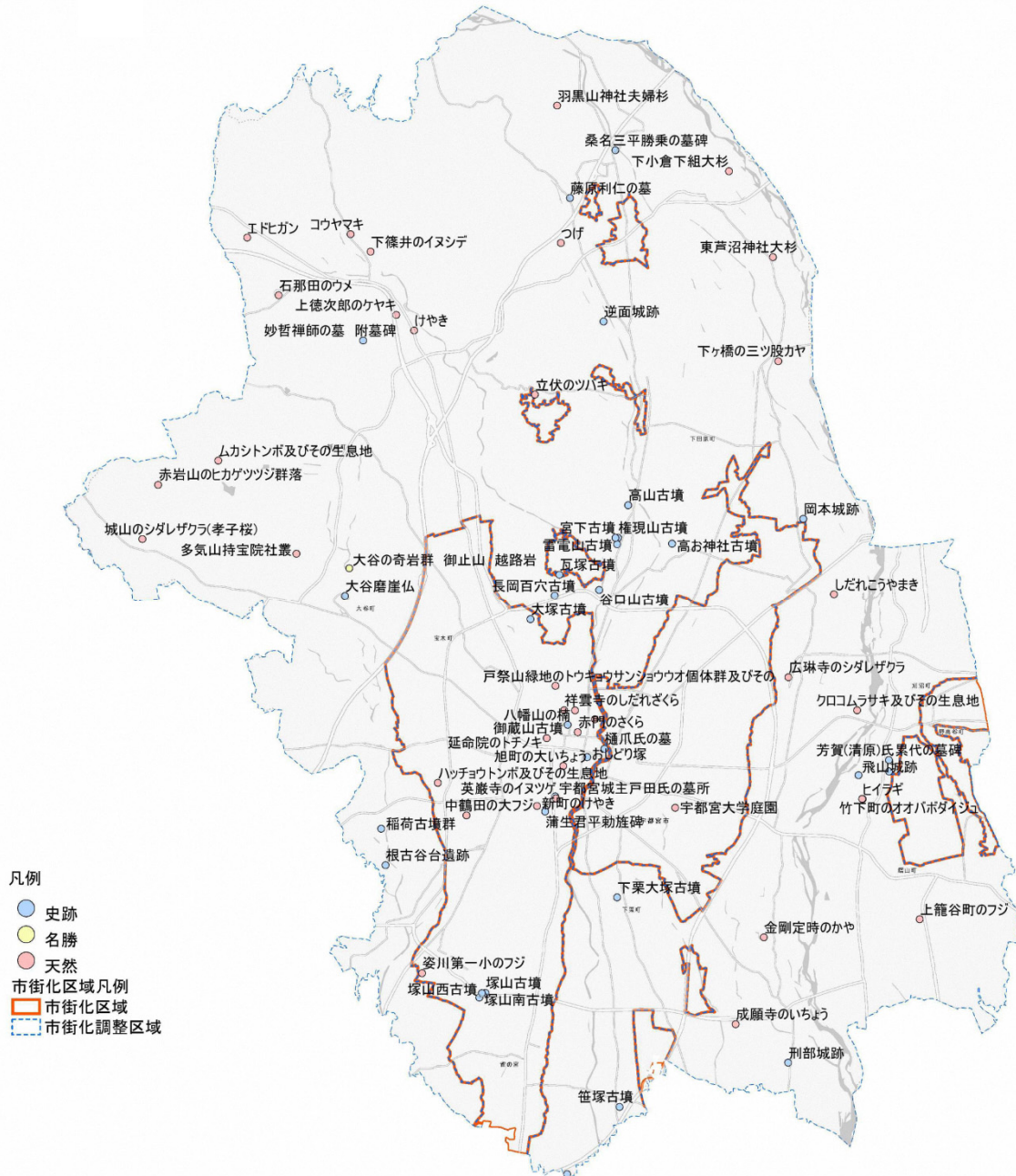
出典：市を代表する自然環境…うつのみや生きものつながり後期プラン（宇都宮市生物多様性地域計画）（令和3年3月）

植生分布：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査（環境省生物多様性センター）

②歴史・文化

城下町、宿場町文化の面影が残る本市は、緑に関連のある歴史的資源も数多く存在しています。

史跡としては、国の指定文化財である大谷摩崖仏、飛山城跡、県の指定文化財である塚山、長岡百穴、笹塚、大塚等の古墳が残されています。また、市内の旧城下には二荒山神社等の社寺が数多く存在し、日光街道の杉桜並木も旧街道の面影を伝えるものとなっています。

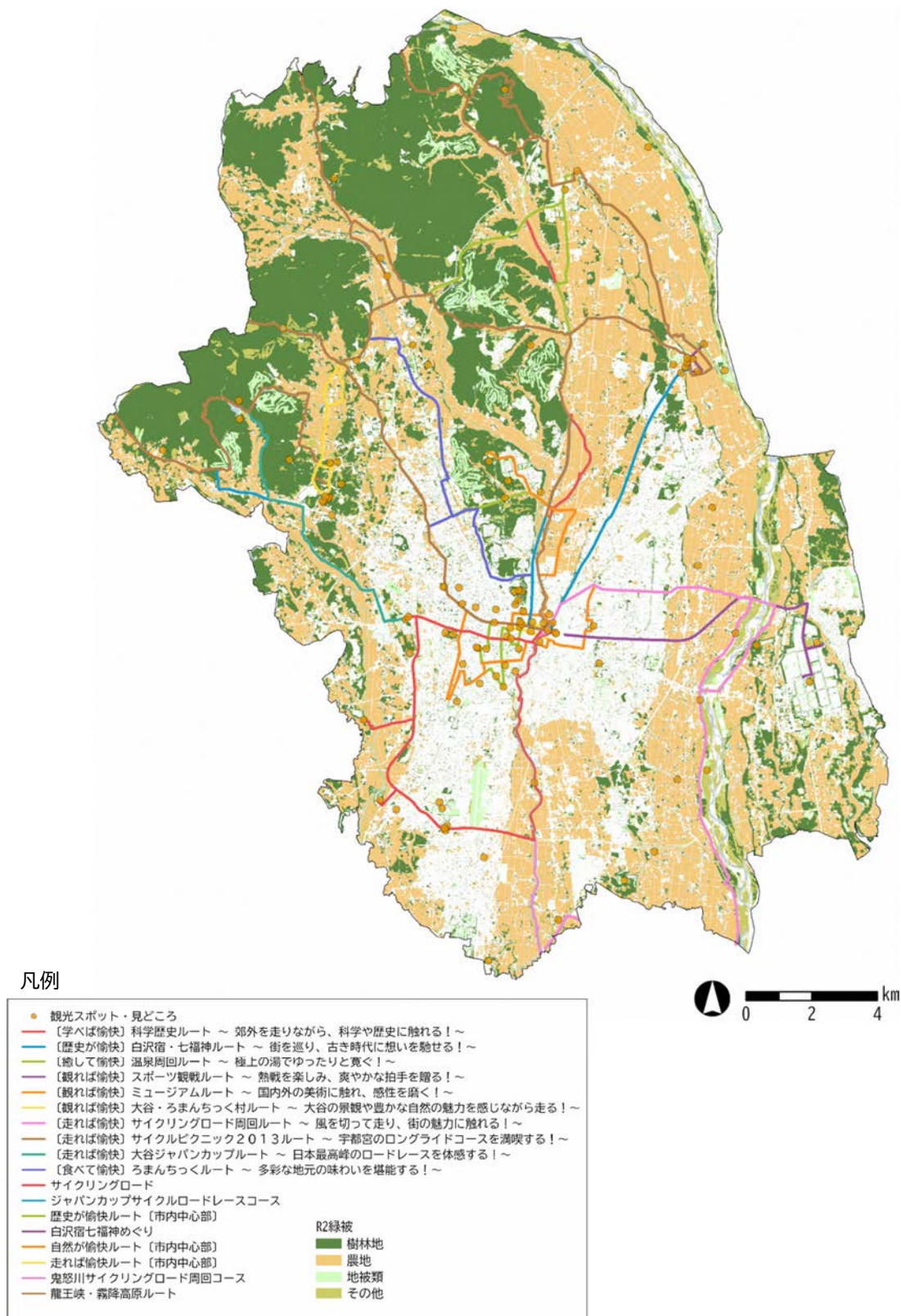


歴史・文化資源の分布

出典：令和2年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査業務委託報告書

③観光

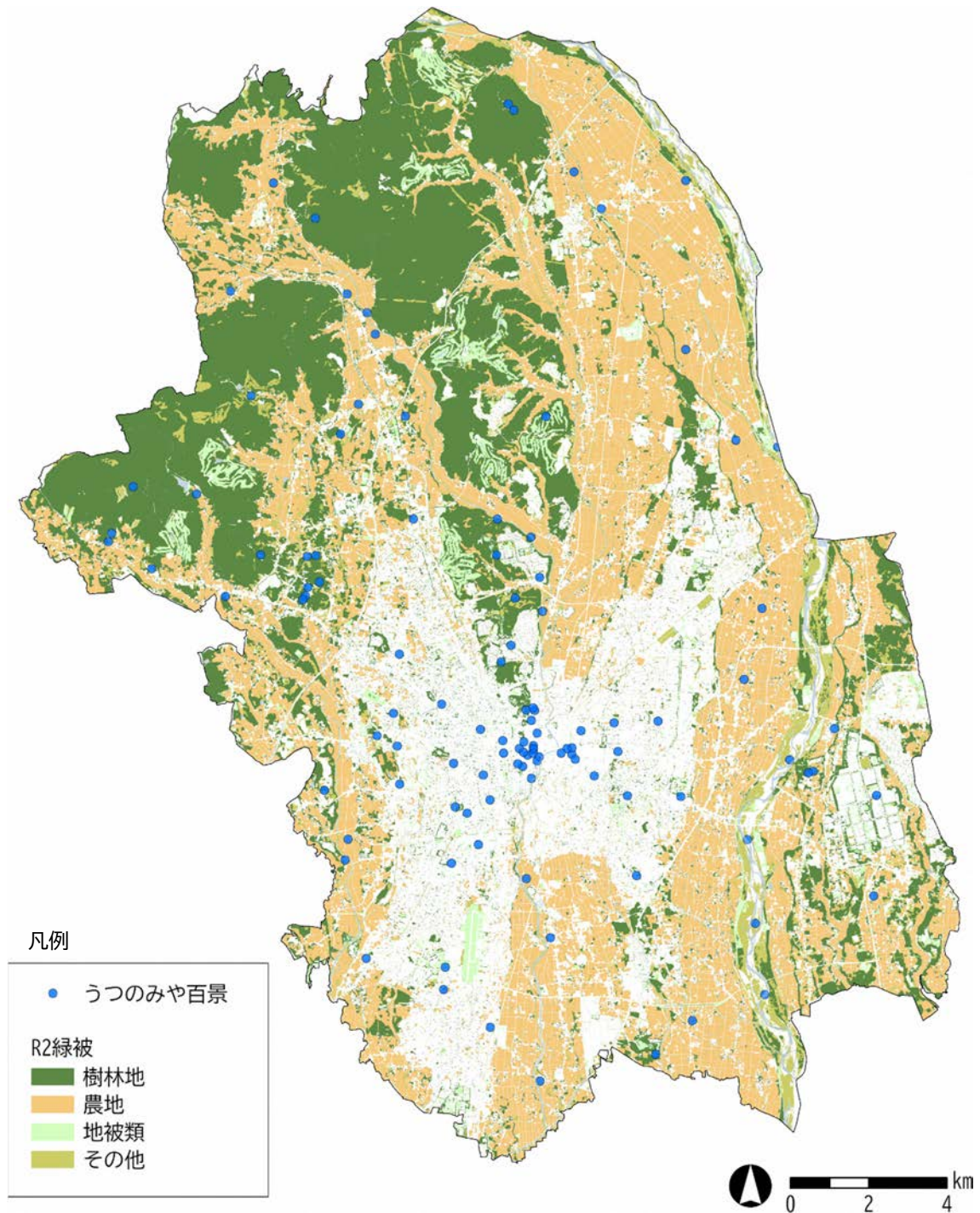
本市では、旭町の大いちょう、慈光寺や祥雲寺の桜等、緑に関連のある観光スポット・見どころが数多く存在しています。



主な観光スポット・見どころ
出典：宇都宮まちかど情報マップ 自転車マップ

④ 景観

本市では、日光街道の桜並木、釜川プロムナード、そば畑と篠井の山並み等、緑に関連のある数多くの景観資源がうつのみや百景に選ばれています。



うつのみや百景の分布

出典：宇都宮まちかど情報マップ うつのみや百景マップ

3 緑に関する近年の国の動き

(1) 都市緑地法等の改正

平成 29 (2017) 年に、都市の緑を民間の活力を活かしながら保全、活用していくため、都市緑地法、都市計画法、都市公園法等が改正されました。この改正を通じて、緑の基本計画に定める事項等が拡充され、都市公園の管理の方針や農地に関する方向性が盛り込まれました。



都市緑地法等の改正
出典：国土交通省資料

(2) 生物多様性への保全対応

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中で、緑の基本計画に期待される生物多様性の保全の役割がより明確化されました。

緑の基本計画内に生物多様性確保の観点をどのように取り入れれば良いかを解説した「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定(平成 30 (2018) 年 4 月)される等、緑の基本計画のなかで生物多様性に対応する重要性が高まっています。

(3) 流域治水関連法の成立

近年の全国各地での水災害が激甚化・頻発化，気候変動の影響による降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれていることを受けて，上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し，国や流域自治体，企業・住民等，あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため，令和3（2021）年11月1日に「流域治水関連法」が全面施行されました。

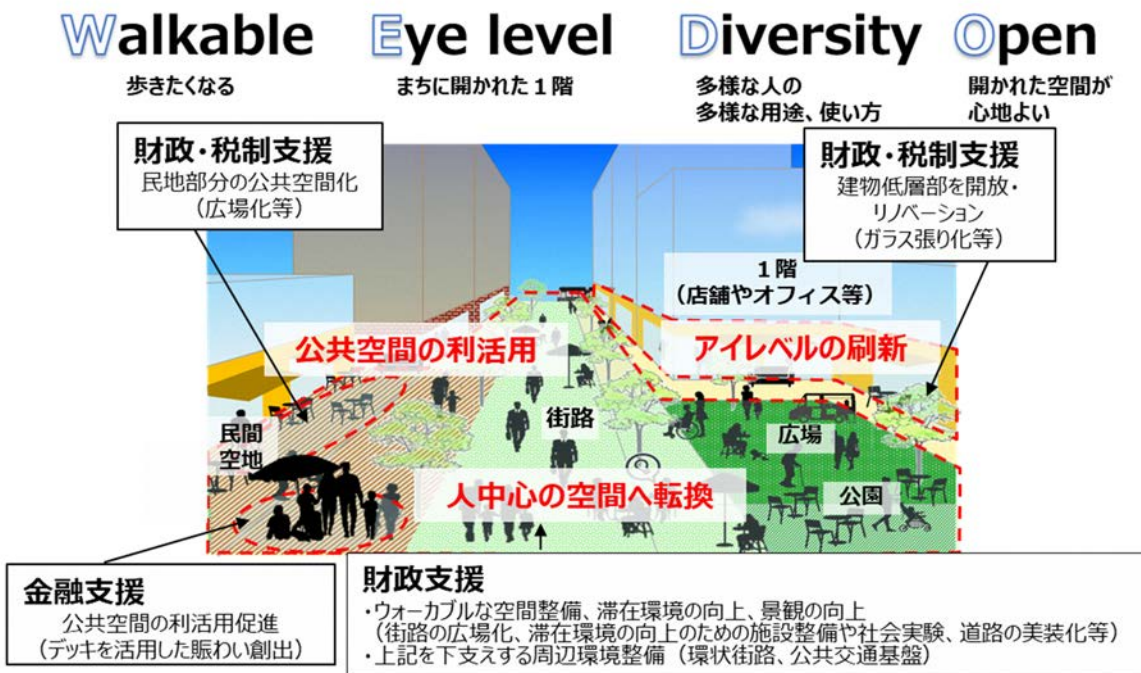
多様な方策が示されている中，「雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全」等緑行政による取組が必要な方策も位置付けられました。

(4) ウォーカブルなまちづくり

令和2（2020）年に，ウォーカブル推進法（改正都市再生特別法）が成立しました。これは，人口減少や少子高齢化が進み，商店街のシャッター街化等による地域の活力の低下が懸念される中，都市の魅力を向上させ，まちなかににぎわいを創出するため，官民連携して，まちなかに交流・滞在空間を創出することを目指すものです。

ウォーカブルな空間整備に向けては，公園や広場，街路，公共空間等のオープンスペースの活用が，重要な取組となります。

○「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ



「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ

出典：国土交通省資料

(5) カーボンニュートラルの実現

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。令和2（2020）年、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しており、カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

カーボンニュートラル宣言を受けて、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。これは、カーボンニュートラルを産業構造や経済社会の変革を通じた、大きな成長につなげようとするものです。

(6) SDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発目標」です。

内閣府は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組推進を、SDGsに沿って進めることで、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができると整理しています。

ストックホルム・レジリエンス・センターによるSDGsの構造化によると、「経済」の発展は「社会」によって成り立ち、「社会」は、人々が生活するために必要な「環境」によって成り立っています。

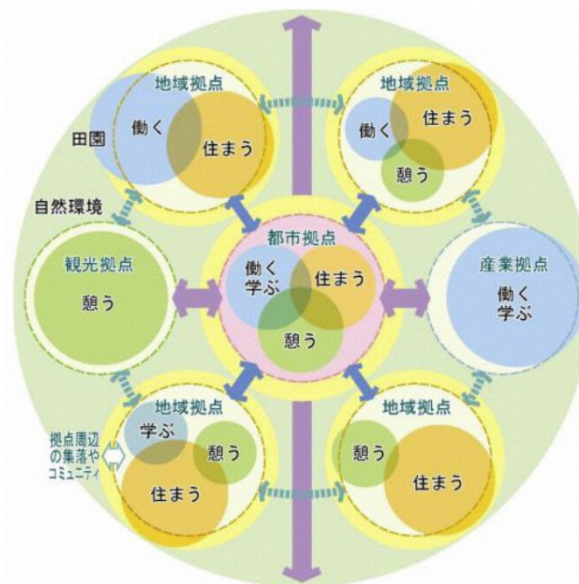


SDGs ウェディングケーキモデル
 図：ストックホルム・レジリエンス・センターの
 図に加筆

4 宇都宮市のまちづくりの方向性

(1) ネットワーク型コンパクトシティ

本市の都市構造は、高度な都市機能が集積した都心部と、それを囲み都心部から放射状に伸びた道路や市内を巡る環状道路網等で結ばれた地域（合併前の旧市町村）から成り立っています。本市では、人口減少や少子・超高齢社会においても、公共交通を使いながら安心して便利に住み続けられるよう、こうした都市の成り立ちを踏まえて中心市街地を核とした都市拠点を形成しながら、各地域の既存コミュニティ、産業団地、観光地等に、それぞれの特性を踏まえた地域拠点、産業拠点、観光拠点を形成する「拠点化」、都市の骨格となる交通網から日常生活に身近な移動を支える交通網まで、階層性を持った交通ネットワークの形成によって拠点間の連携・補完を図る「ネットワーク化」により、本市独自の多核連携型の都市のかたちである「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しています。



「ネットワーク型コンパクトシティ」の概念図

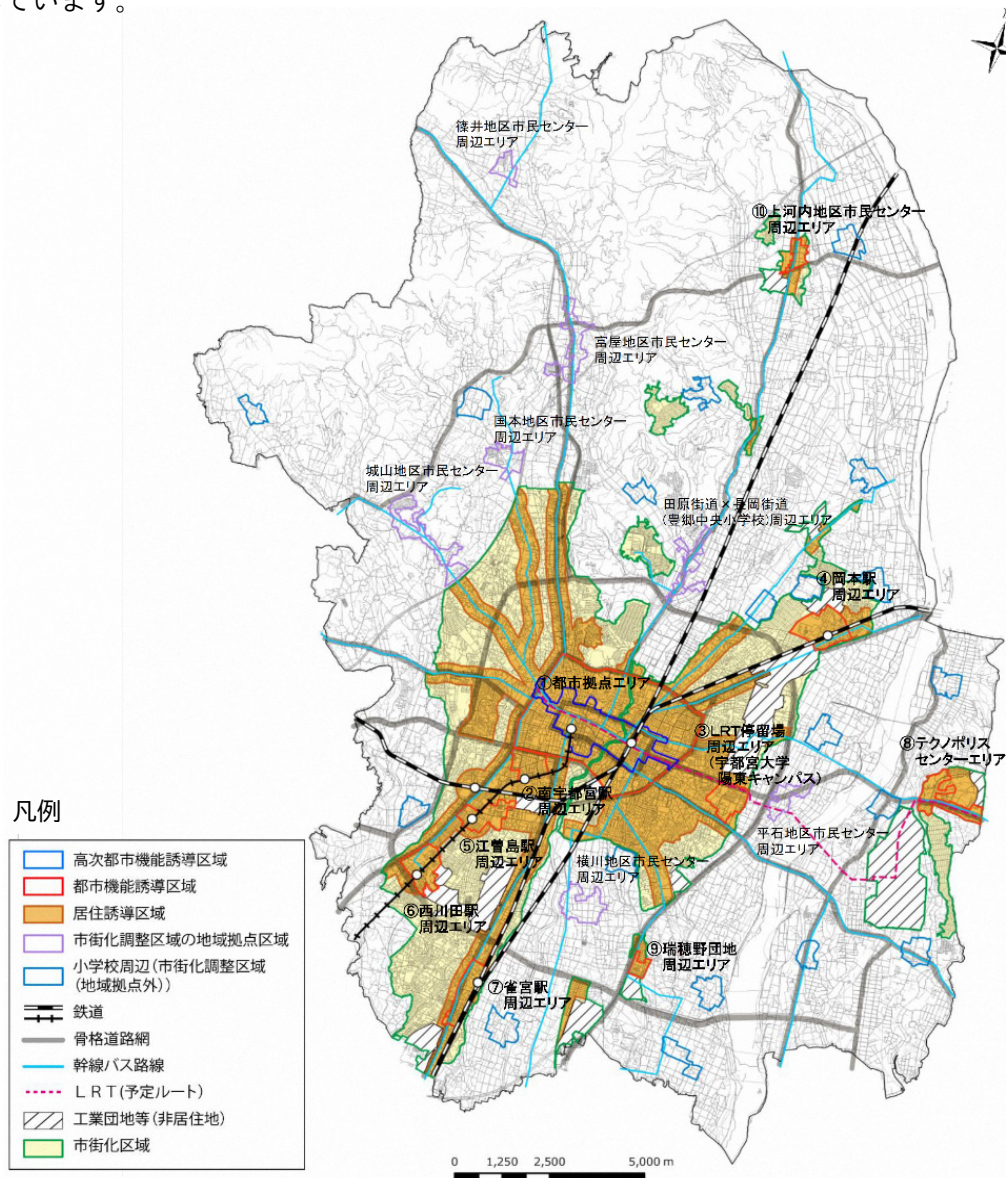
出典：ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン（平成27年2月）

(2) 立地適正化計画

本市では、「便利で暮らしやすく 100 年先も持続的に発展できるまち、ネットワーク型コンパクトシティの実現」を都市づくりの理念として、拠点等への緩やかな居住集約、多様な居住の場の形成、中心市街地等の活性化等を進めています。

各拠点や交通利便性の高い地域等に既存ストックの活用を図りながら居住を誘導し、多様な生活サービスの提供や地域コミュニティの持続的な確保を図ると共に、居住誘導区域外においては、誘導を図った後の土地について緑地等への転換による付加価値の向上等を進めることにより、自然と調和した生活環境を確保し市民の多様なライフスタイル等に応じた居住選択が可能となる土地利用を進めるものとしています。

また、本計画に定めた防災指針では、特に水災害対策に重点を置き、総合治水・雨水対策推進計画の取組と連携し、浸水対策促進や雨水貯留・浸透機能等の多面的な機能を有する都市農地等の保全・活用等の立地適正化計画の誘導策等と連携した防災・減災対策に取り組むものとしています。



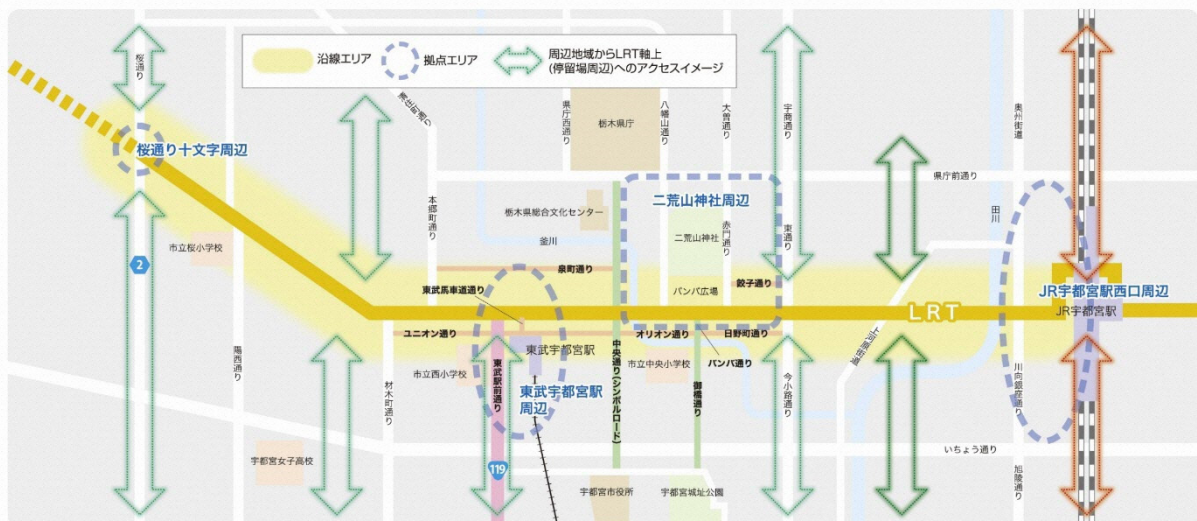
居住誘導区域等の範囲イメージ
出典：宇都宮市立地適正化計画（令和3年5月）

(3) 都心部まちづくりビジョン

本市では、NCC の形成をより一層推進するため、市民・事業者・行政等が、LRT を基軸とした公共交通と一体となった魅力ある都心部の目指すまちの将来像を共に描き、それに向かって協働で取り組むため、「都心部まちづくりビジョン」を令和 4（2022）年 2 月に策定しました。本市都心部では、二荒山神社をはじめとした歴史資源、オリオン通り等の商店街、自然、鉄道駅、祭りやイベントとそれを担う人々が総体となり、「宇都宮らしさ」を形成していることから、その宇都宮らしさを受け継ぎ、より高めるため、ビジョン実現に向けて、大通り沿線の各エリアにおける多様な地域資源を活かした「ストーリー性のあるまちづくり」や「ウォーカブルなまちづくり」、「ICT 等先進技術の活用や脱炭素化を推進するまちづくり」、「多様な主体が連携したにぎわいまちづくり」に取り組んでいます。

全体方針：地域資源を活かしたストーリー性のある街づくり
視点①ウォーカブルなまちづくり
視点②ICT 等先進技術の活用や脱炭素を推進
視点③多様な主体が連携したにぎわい

主な取組のイメージ



(4) 生物多様性保全の取組

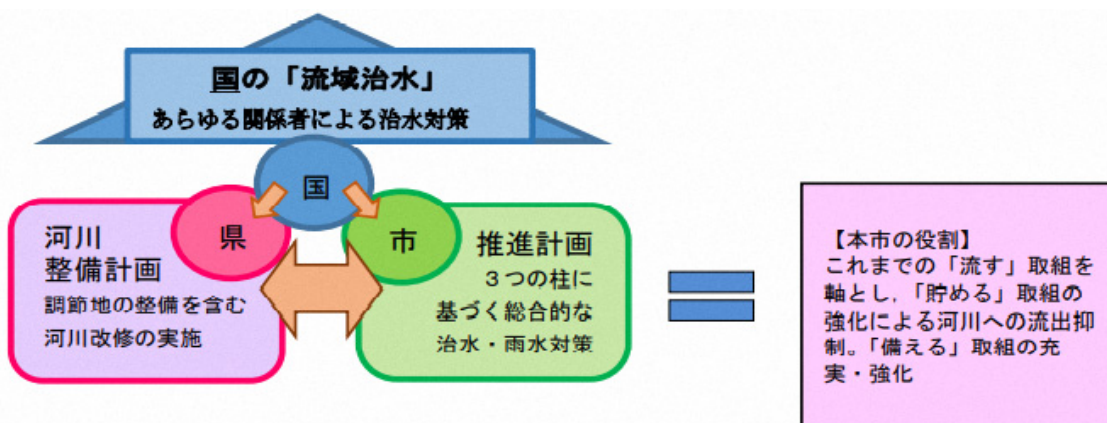
本市では、平成 28（2016）年 3 月に、市全域を対象とする「うつのみや生きものつながりプラン」（宇都宮市生物多様性地域計画）を策定、その後令和 3（2021）年 3 月に改定し、総合的な生物多様性保全の取組を推進しています。

生物多様性に関する情報発信や環境学習機会の提供、人材育成等、生物多様性の大切さを知る取組と、自然環境の把握・活用や自然環境の保全、外来種対策等、生物多様性を守る取組を進めています。なかでも、自然を守る活動を行っている市民団体の担い手や活動費の不足が課題となっていることから、市民団体と社会貢献に意欲のある事業者をマッチングし、活動の活性化を目指す「うつのみや生きものつながり活性化事業」を展開しています。

(5) 総合的な治水・雨水対策の強化

近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、令和元年東日本台風（台風19号）では、本市内においても田川の氾濫が発生し、広い範囲で被害が生じています。こうした中、本市では、令和2（2020）年2月に「宇都宮市総合治水・雨水対策基本方針」を、令和3（2021）年5月に「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」を策定し、「流す」、「貯める」、「備える」の3つを柱として、計画的な治水施設の整備、雨水貯留・浸透施設設置費の補助等、近年の局所的豪雨や台風による被害軽減に努めています。

特に、「貯める」の分野では、公園における貯留・浸透施設の整備や、農地、森林の保全によって保水能力を高め雨水の流出抑制を図る取組等、公園緑地の分野にも取り組みが期待されています。その中でも、水田に降った雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」については、田川・姿川流域における浸水シミュレーションを行い、被害の軽減効果が確認されています。



流域治水と推進計画の関わり方

出典：宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画（令和3年5月）

(6) 環境都市うつつのみやに向けた取組

地域新電力会社による再生エネルギーの地産地消、LRT沿線における脱炭素化促進事業、大谷石採取場跡地内の冷熱エネルギー活用等に取り組むほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むため、「宇都宮市カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針（令和4（2022）年3月）」に基づき、「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ（令和4（2022）年9月）」定めました。



5 宇都宮市の緑の現況

(1) 緑被の推移

① 市域全域

市域全域における令和2（2020）年度の緑被面積は27,942.6haであり、平成20（2008）年度の26,337.9haに比べて1,604.7ha増加しました。緑被率としては、平成20（2008）年度から3.8%増加し67.0%となっています。

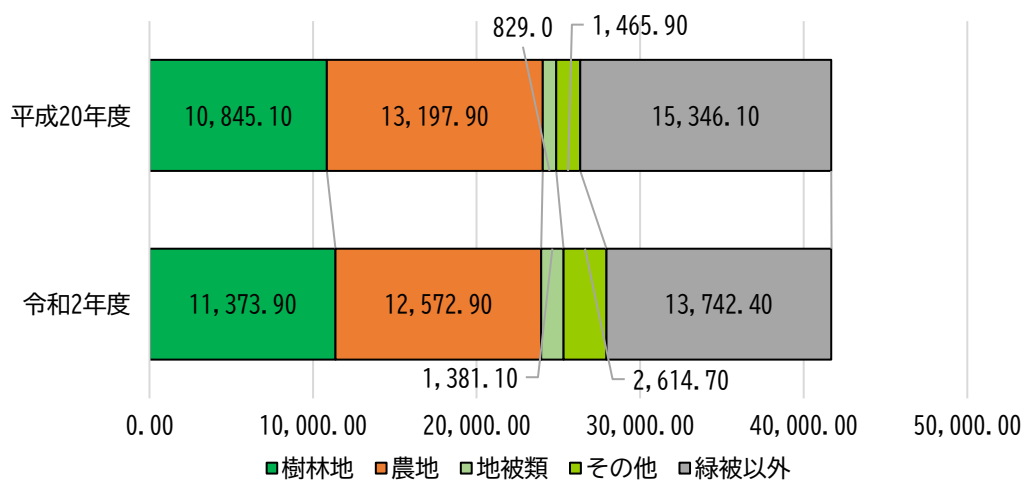
平成20（2008）年度には10,845.1haであった樹林地は、令和2（2020）年度には528.8ha増え11,373.9haとなっています。農地は625.0ha減少し12,572.9haとなっています。地被類については552.1ha増加し1,381.1haとなっています。その他の緑被は1,148.8haと大きく増加し、2,614.7haとなっています。平成20（2008）年度と現在の値を比較すると、全体としては増えていますが、農地のみ減少しています。

市域全体の緑被面積の推移

緑被の区分	面積（ha）		
	平成20 （2008）年度	令和2 （2020）年度 ^{※1}	平成20（2008）年度から令 和2年度（2020）までの増減
樹林地	10,845.1	11,373.9	528.8
農地	13,197.9	12,572.9	-625.0
地被類	829.0	1,381.1	552.1
その他	1,465.9	2,614.7	1,148.8
小計	26,337.9	27,942.6	1,604.7
緑被以外	15,346.1	13,742.4	-1,603.7
合計	41,684.0	41,685.0 ^{※2}	

※1 令和元年宇都宮市都市計画基本図更新業務委託報告書及び令和2年宇都宮市都市計画基本図更新業務委託報告書より

※2 「平成26年度全国都道府県市区町村別面積調査」による改訂



市域全体の緑被面積

②中心市街地

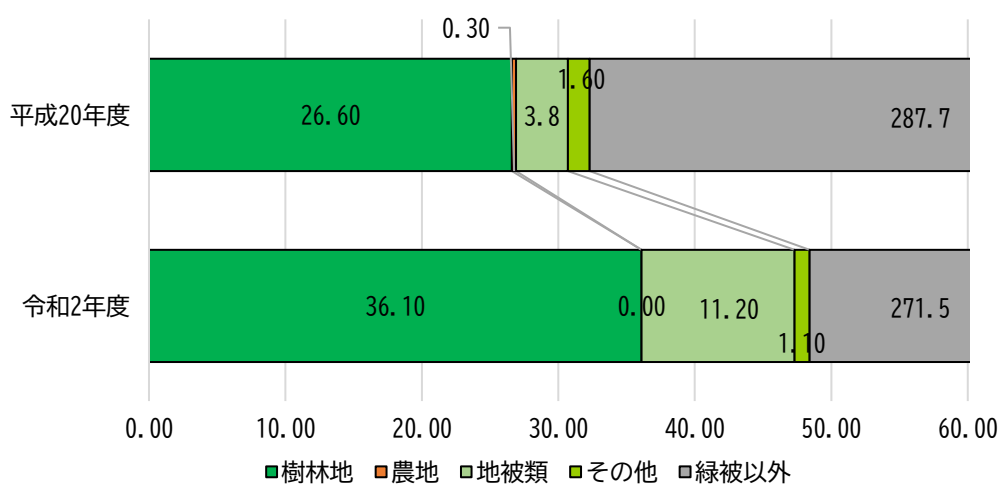
令和2(2020)年度の中心市街地における緑被面積は48.5haであり、平成20年度の32.3haに比べて、16.2ha増加しました。また、緑被率は5.1%増加しています。

平成20(2008)年度には26.6haであった樹林地は、令和2(2020)年度で9.5ha増加し36.1haとなりました。農地は0.3haありましたが0haとなりました。地被類については7.4ha増加し11.2haとなっています。その他の緑被は0.5ha減少し、1.1haとなっています。全体としては増加しています。

中心市街地の緑被面積の推移

緑被の区分	面積 (ha)		
	平成20 (2008)年度	令和2 (2020)年度※1	平成20(2008)年度から令 和2年度(2020)までの増減
樹林地	26.6	36.1	9.5
農地	0.3	0.0	-0.3
地被類	3.8	11.2	7.4
その他	1.6	1.1	-0.5
小計	32.3	48.5	16.2
緑被以外	287.7	271.5	-16.2
合計	320.0	320.0	

※1 令和元年宇都宮市都市計画基本図更新業務委託報告書及び令和2年宇都宮市都市計画基本図更新業務委託報告書より



中心市街地の緑被面積

(2) 緑地の推移

市域全体の緑地面積は、22,257.7ha で、市域面積における緑地率は 53.4%となっています。これらの緑地のうち、農用地区域が 45.7%、地域森林計画対象民有林が 34.1%を占める等、緑地全体の 9 割以上が地域制緑地となっています。一方、都市公園は 587.6ha で 2.6%、公共施設緑地は 720.8ha で 3.2%となっており、施設緑地の占める割合は低くなっています。

都市公園は、平成 20（2008）年には 560.5ha でしたが、令和 3（2021）年では 27.1ha 増加し、587.6ha となっています地域制緑地は、21,447.1ha から 20,949.3ha へと多少減少しています。

施設緑地，地域制緑地等の内訳

大区分	中区分	小区分	緑地面積 (ha)		増減	主なもの
			H20	R3		
施設緑地	都市公園	都市公園	560.5	587.6	+27.1	街区公園，近隣公園等
	都市公園以外	公共施設緑地	742.4	720.8	-21.6	学校，運動施設，市民農園，チビツ子広場，その他公共施設
		小計	1302.9	1,308.4	+5.5	
地域制緑地等	法による地域	風致地区	236.3	236.3	0.0	八幡山風致地区，白ヶ峰風致地区
		自然公園	(1,880)	(1,883)	+3.0	宇都宮県立自然公園
		農用地区域	10,293.0	10,184.1	-108.9	-
		河川区域	2,296.6	2,296.6	0.0	鬼怒川，田川，姿川等の一級河川
		保安林区域	(518.8)	(686.0)	+167.2	-
		地域森林計画対象民有林	7,882.6	7,593.0	-289.6	-
		国有林	562.3	497.0	-65.3	-
		史跡・名勝・天然記念物など	(49.0)	(49.3)	+0.3	飛山城跡，塚山古墳，ムカシトンボ及びその生息地等
	協定	緑地協定	145.6	149.2	+3.6	豊郷台緑地協定区域，戸祭台緑地協定区域等
	条例等によるもの	条例・契約・協定等	30.7	11.3	-19.4	保全契約緑地，緑地環境保全地域
			(33.9)	(33.9)		
			小計	21,447.1	20,967.5	
合計			22,750.0	22,275.9		
緑地率			54.6%	53.4%		

※（）内数字は他の項目と重複するので計上しない。（自然公園と保安林区域は地域森林計画対象民有林・国有林・県有林と重複，史跡・名勝・天然記念物等は都市公園・自然公園と重複）

※緑地協定は都市公園と一部重複する。条例・契約・協定等は地域森林計画対象民有林と一部重複する。

(3) 緑視率の調査結果

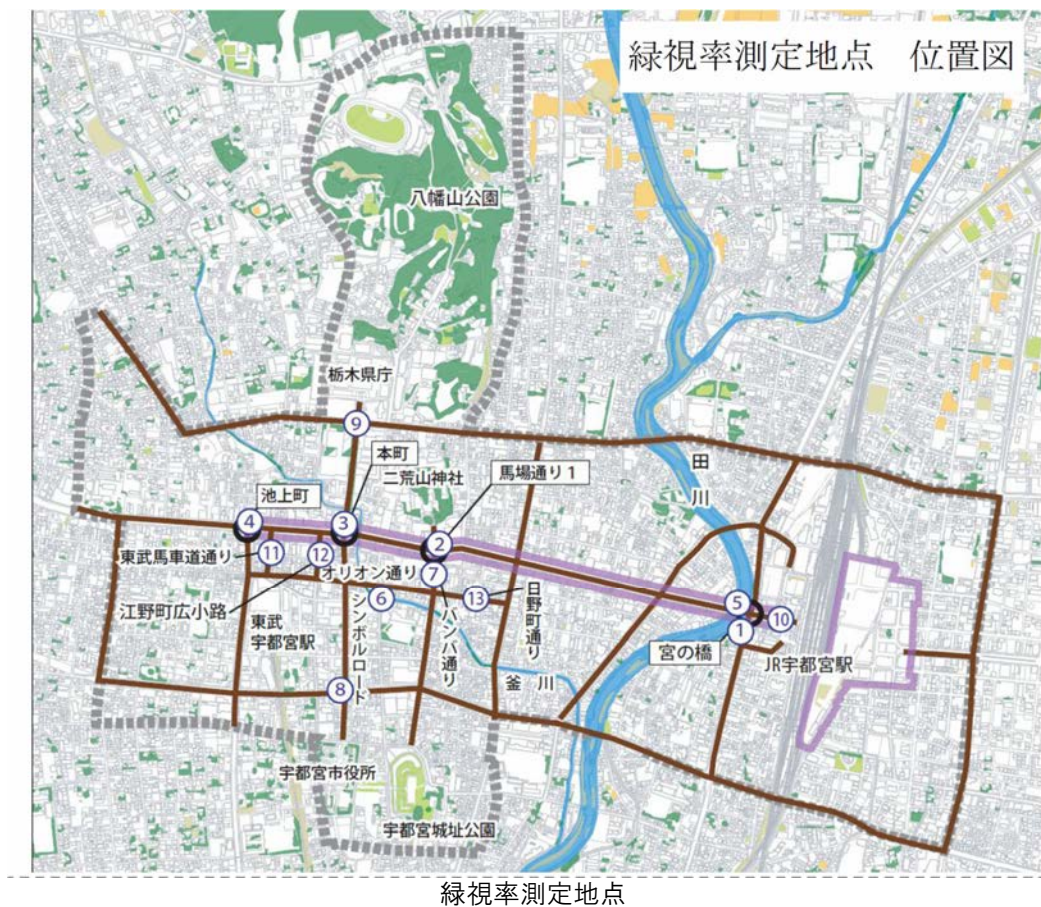
令和3(2021)年度の中心市街地における緑視率(13地点の平均値)は14.3%で、平成22(2010)年度の14.1%と比べて0.2%増加しました。

緑視率 調査結果

調査地点	緑視率 (%)		
	平成22(2010)年度 (初期値)	令和3(2021)年度 (現状値)	平成22(2010)年度 から令和3(2021)年 度までの増減
①-1	4.5	5.9	1.4
①-2	0.3	0.4	0.1
①-3	3.9	4.3	0.4
①-4	4.2	6.7	2.5
②-1	9.1	10.7	1.6
②-2	24.1	25.5	1.4
②-3	0.6	0.9	0.3
②-4	27.0	32.0	5.0
③-1	5.7	3.9	-1.8
③-2	16.9	19.7	2.8
③-3	4.7	2.5	-2.2
③-4	6.5	6.6	0.1
④-1	7.7	6.6	-1.1
④-2	0.6	1.6	1.0
④-3	3.5	6.3	2.8
⑤	7.8	9.0	1.2
⑥-1	18.5	15.6	-2.9
⑥-2	26.3	20.1	-6.2
⑥-3	5.8	7.4	1.6
⑥-4	56.2	56.0	-0.2
⑥-5	3.2	8.1	4.9
⑥-6	24.9	24.6	-0.3
⑦-1	7.4	4.4	-0.3
⑦-2	14.4	12.5	-1.9
⑦-3	8.0	6.2	-1.8
⑧-1	23.0	20.9	-2.1
⑧-2	19.7	18.8	-0.9
⑧-3	25.5	24.2	-1.3
⑧-4	24.9	27.2	2.3
⑨-1	39.6	38.0	-1.6
⑨-2	50.7	49.5	-1.2
⑨-3	21.8	12.4	-9.4
⑨-4	7.0	7.8	0.8
⑩-1	13.6	12.9	-0.7
⑩-2	6.0	2.6	-3.4
⑩-3	15.2	18.0	2.8
⑪-1	8.3	6.8	-1.5
⑪-2	12.1	14.5	2.4
⑫-1	5.2	5.5	0.3

調査地点	緑視率 (%)		
	平成 22 (2010) 年度 (初期値)	令和 3 (2021) 年度 (現状値)	平成 22 (2010) 年度 から令和 3 (2021) 年 度までの増減
⑫-2	0.8	1.5	0.7
⑫-3	7.7	11.0	3.3
⑬-1	20.0	22.6	2.6
⑬-2	19.1	27.1	8.0
⑬-3	10.3	12.7	2.4

※1 地点で複数方向に撮影（原則 4 方向，T 字路は 3 方向），各方向に占める緑の割合をそれぞれ計測し，その平均値を 1 地点の緑視率として算出した。ただし，全地点における平均値については，下記の各地点の緑視率の平均を用いず，地点ごとの合計値を地点数で割った平均値とした。

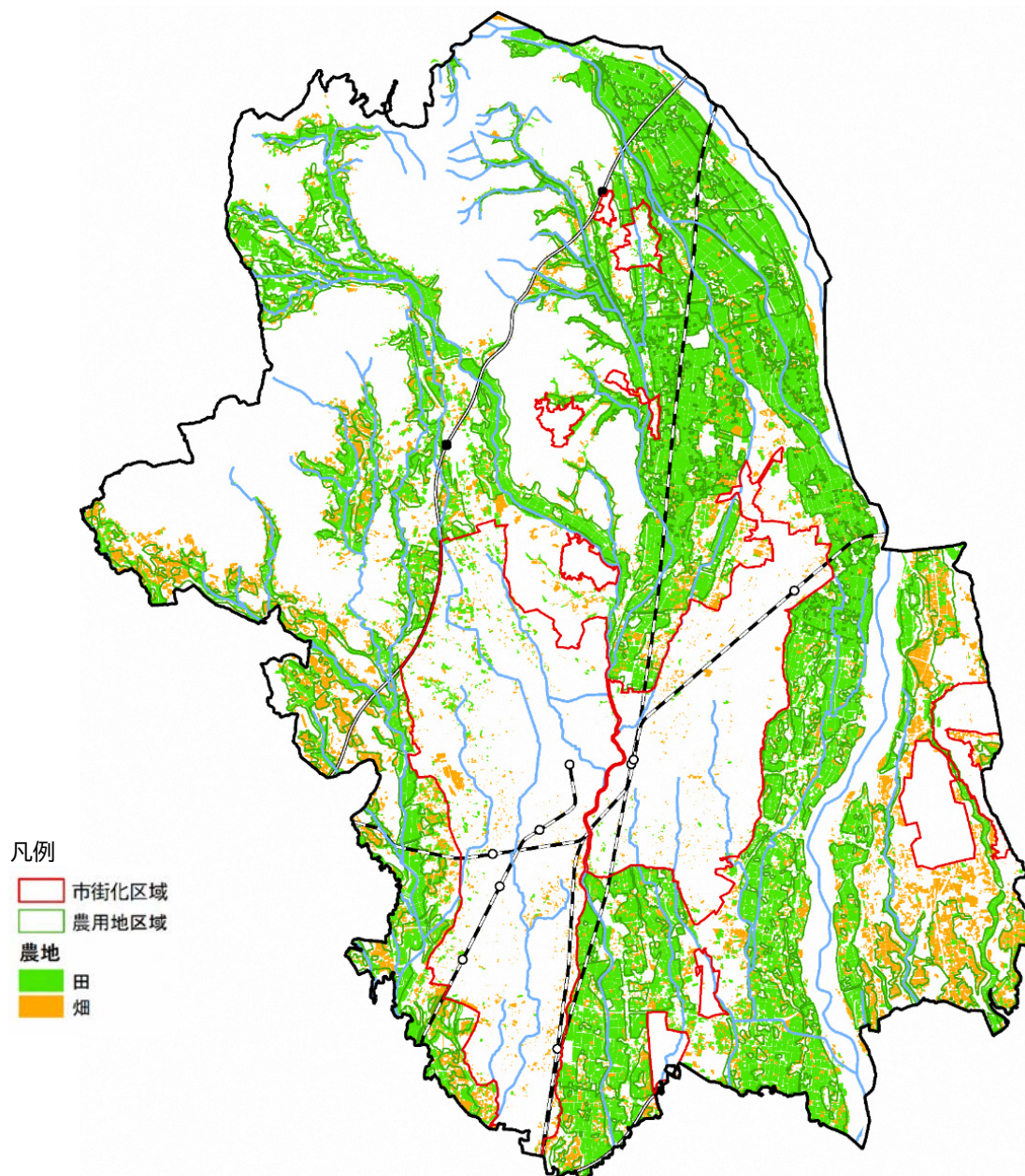


(4) 農地

①農地の分布状況

市街地周辺の河川沿いに農地が広がっており、低地は主に水田として、台地は主に畑地や果樹園として利用されてきました。

本市では令和 4（2022）年より、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全等に向け、NCC のまちづくりと連携しながら市街化区域内の農地（都市農地）の適切な保全を図る「生産緑地制度」を導入しました。



農地の分布状況

出典：令和 3 年度宇都宮市都市計画基礎調査業務委託 報告書

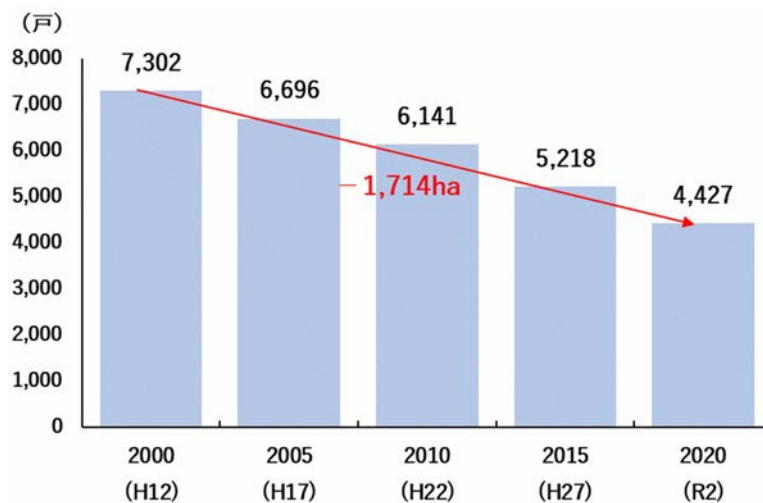
②活動状況

市内の学校における環境配慮行動の推進を目指して策定された、「宇都宮市みやエコスクール認定制度」の認定校のうち、学校田での稲作に取り組んでいる学校も存在しています。

河内ふれあい市民農園には、ふれあい広場が整備されており、地域の憩いの場となっています。また、宇都宮市農林公園として整備されたろまんちっく村には、クライנגルテンやハーブ農園等が整備されており、利用者が直接農とふれあう機会の提供を行っています。

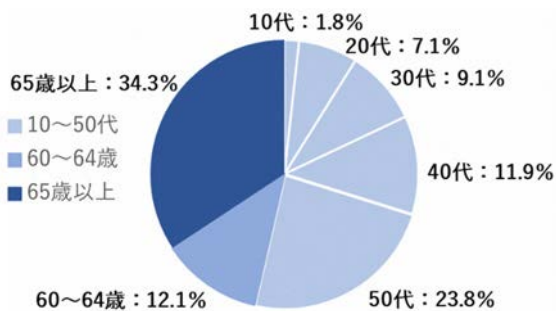
③農家の状況

市内の農家戸数は年々減少しており、平成 12（2000）年から令和 2（2020）年にかけて、1,714 戸が減少しています。また、農業従事者数全体に占める 65 歳以上農業従事者数の割合は、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて 32.4%増加しています。

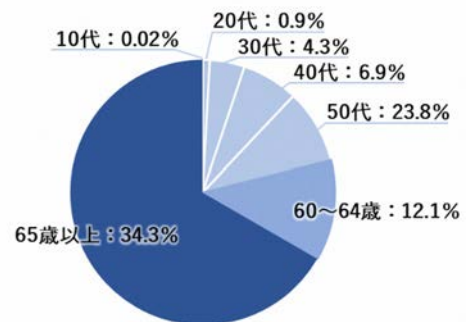


宇都宮市の農家戸数の推移
出典：宇都宮市統計書

平成 22 年時点

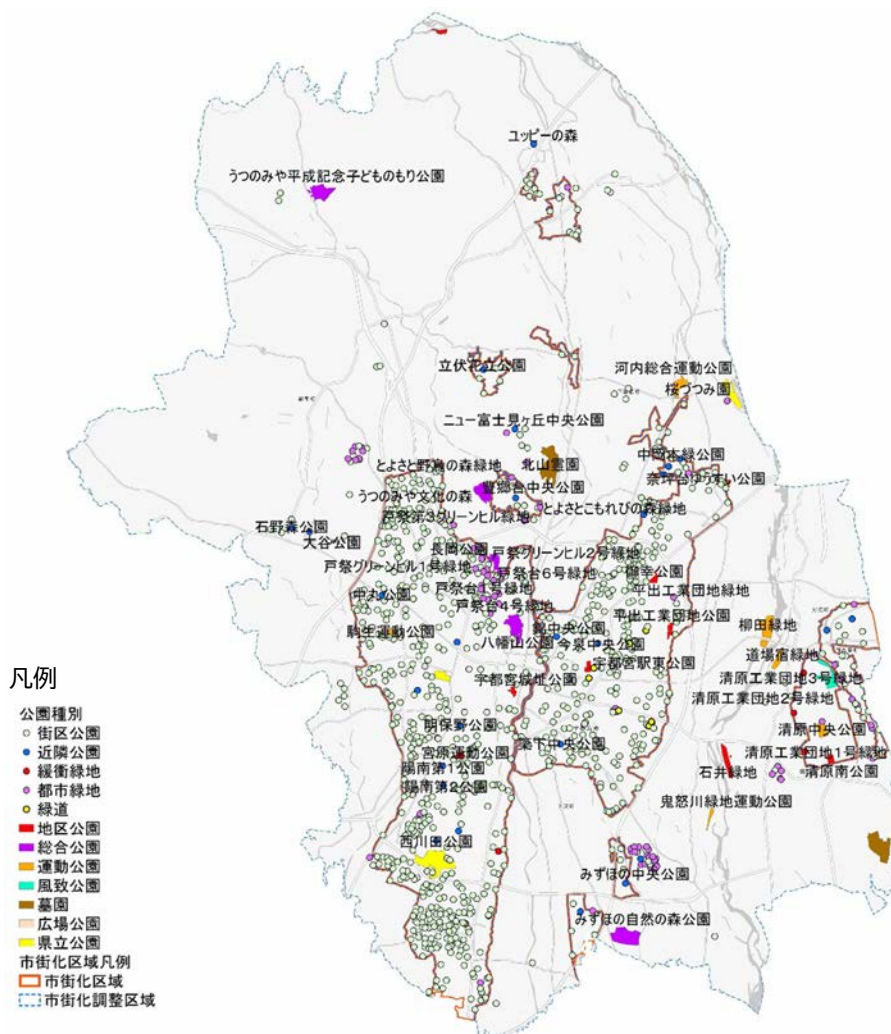


令和 2 年時点



宇都宮市内農業従事者の年代別割合
出典：農林業センサス

(5) 公園

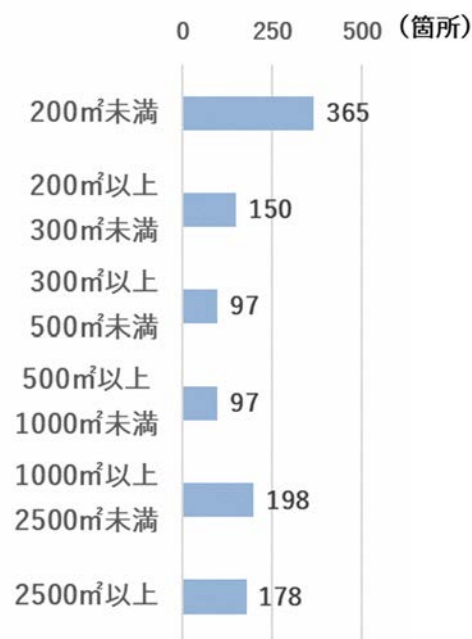


都市公園の分布

出典：令和2年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査業務委託報告書

公園数・面積 令和4(2022)年4月1日現在

種別	公園数	面積 (m ²)
街区公園	954	833,544
近隣公園	26	474,249
地区公園	8	329,918
総合公園	6	1,052,100
運動公園	8	1,876,642
風致公園	1	166,000
墓園	2	127,500
緩衝緑地	4	299,937
都市緑地	65	694,677
緑道	9	15,836
広場公園	2	5,223
計	1,085	5,875,625



面積別の公園箇所数

都市公園の分類

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

6 市民意識

(1) 市民アンケート実施概要

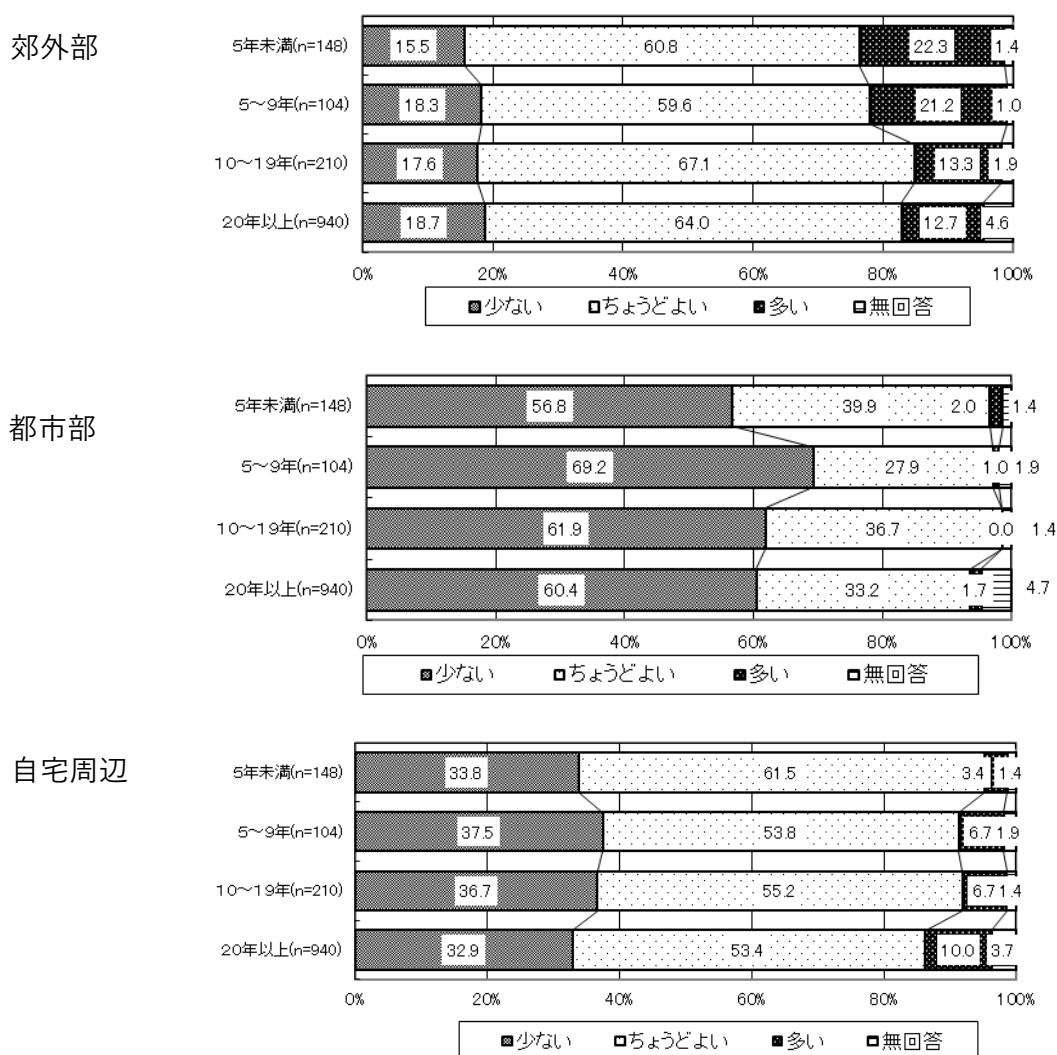
緑に係る市民の意識を把握するため、満20歳以上80歳未満の市民の1%（約3,900人）を対象にアンケート調査を行いました。有効回答数は1,408人で、年齢構成は、20歳代115人、30歳代207人、40歳代264人、50歳代214人、60歳代268人、70歳以上336人、年齢不明4人となっています。

市民アンケートの概要

調査項目	内 容
調査対象者	3844人
配布・回収	郵送
調査期間	令和3年1月13日～令和3年2月3日
回収結果	有効回答数1408人

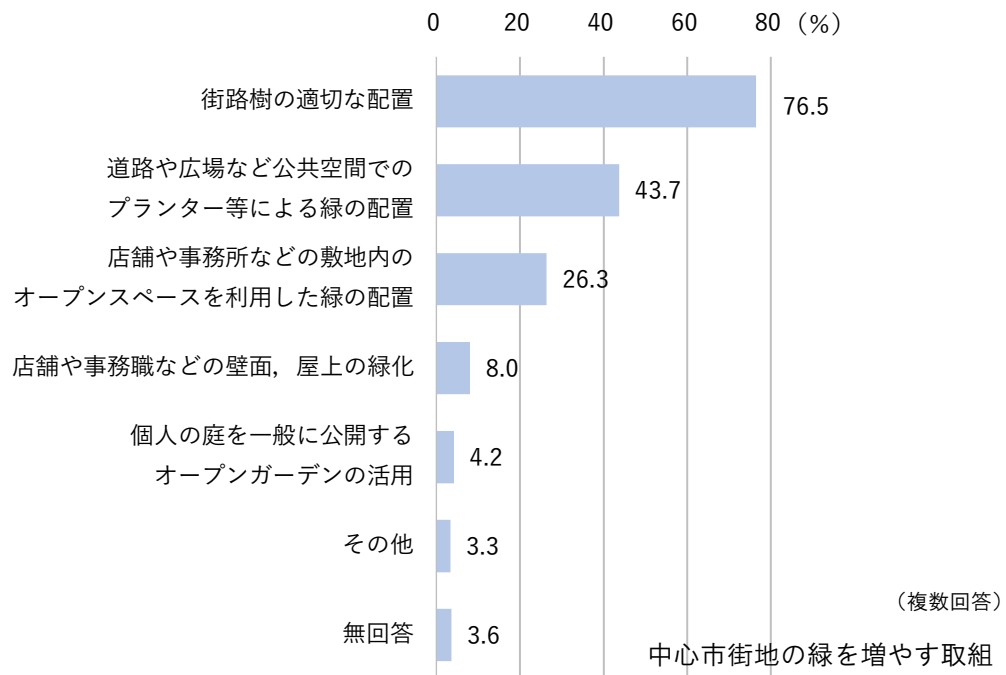
(2) 緑への満足度

居住年数別にみると、都市部の現在の緑の量への満足度について、5～9年間、市内に居住している市民が他の居住年数の市民に比べて、「少ない」とより感じています。

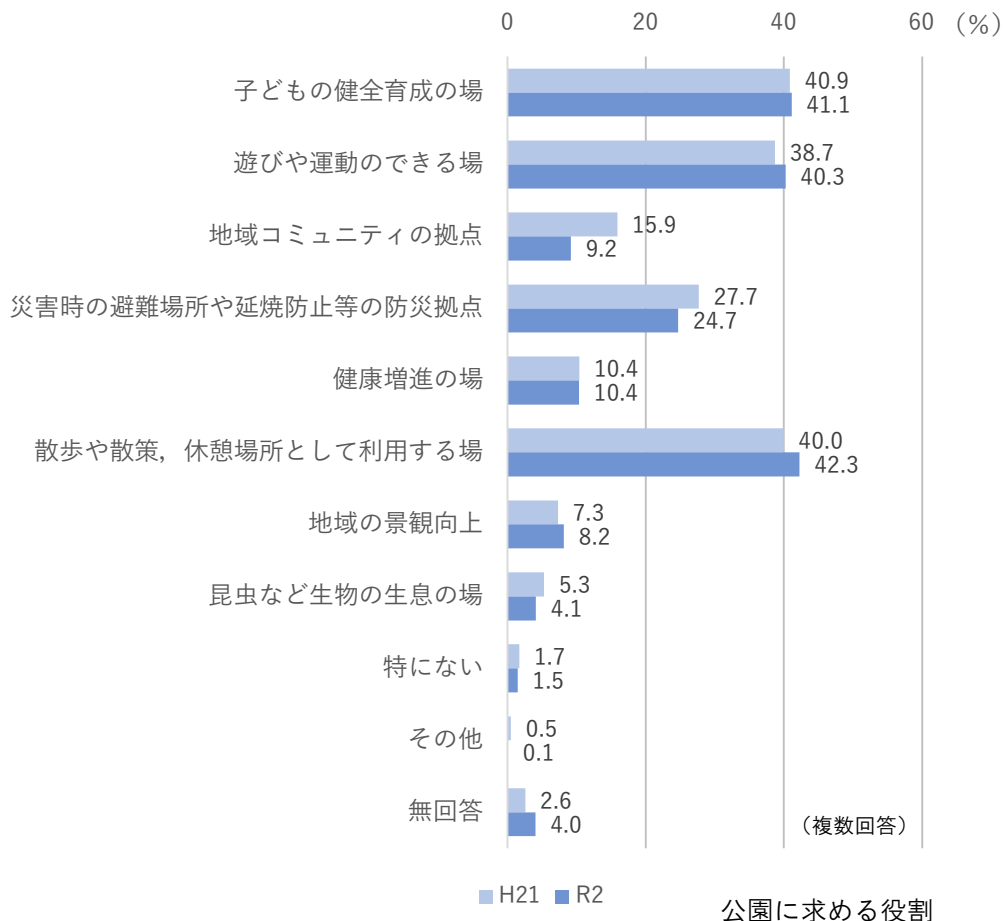


(3) 緑への期待

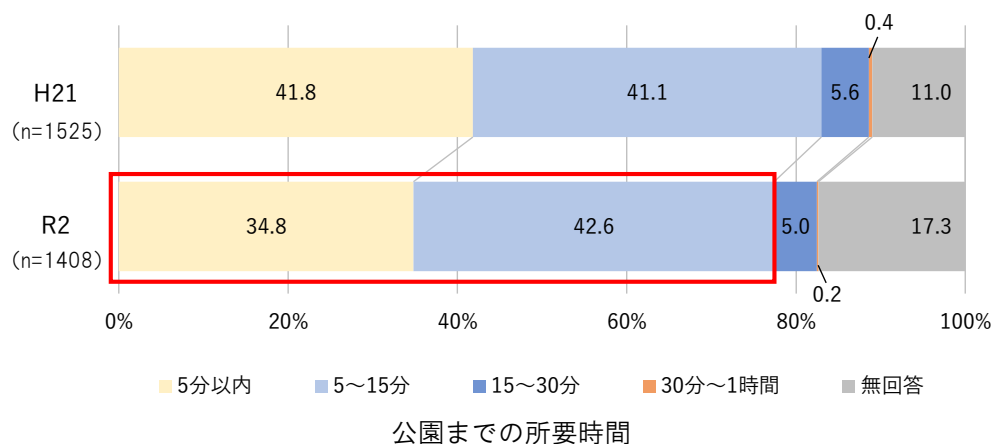
中心市街地の緑を増やす取組として、街路樹の配置が最も回答が多く、次いで公共空間での緑の配置があげられています。



公園に求める役割として、散歩や散策等の場、子どもの育成の場、遊び・運動の場の回答が多い一方、地域コミュニティの拠点としての役割を求める回答が減少しています。



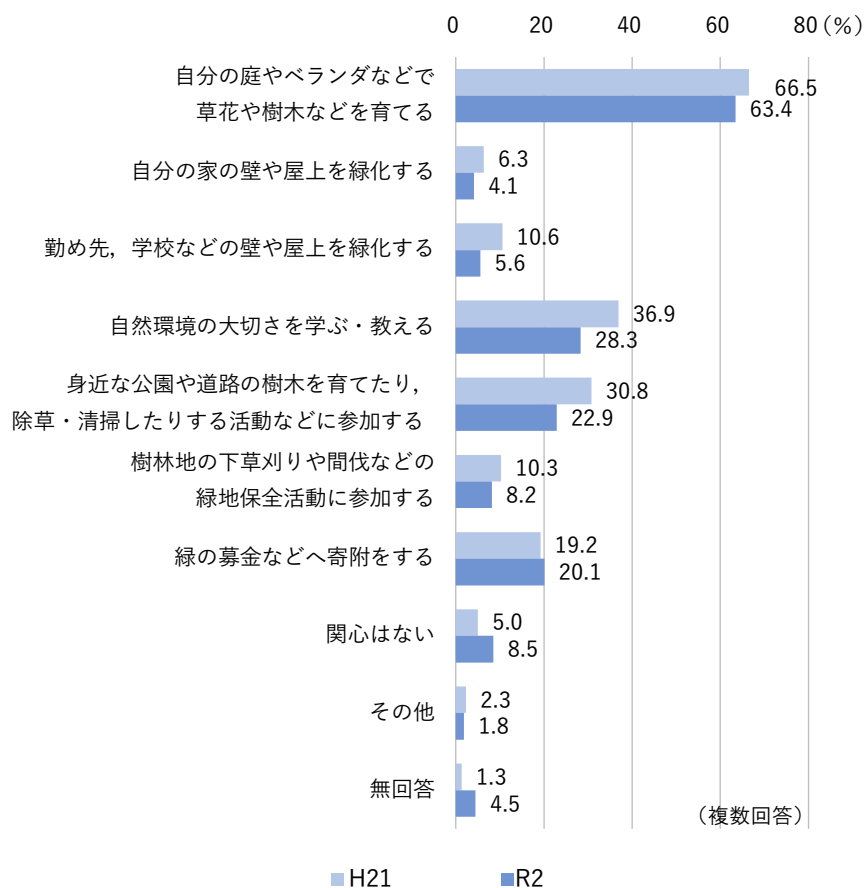
公園に行くまでの所要時間として、最も多かった回答は「5～15分」(42.5%)で、5分以内も含めると77.2%です。10年前と比較して減少したものの、多くの市民にとって身近な範囲の公園配置が望まれていることがうかがえます。



(4) 市民による取組

緑に関することで今後取り組んでみたいことは、「自分の庭やベランダ等で草花や樹木等を育てる」、「自然環境の大切さを学ぶ・教える」、「身近な公園や道路の樹木を育てたり、除草・清掃したりする活動に参加する」の順になっており、身近な緑にかかわりたいと思う市民が多いと考えられます。

一方、「無回答」と「関心はない」と回答する割合が増えました。



緑に関する今後の取り組み

7 用語解説

あ行

インクルーシブ

「包括的」の意味であり、誰もが、孤立したり排除されずに、支えあう社会政策の理念を表わす。インクルーシブ公園は、障がいのある子、日本語を母語としない子等にとっても遊べる工夫がなされていることが特徴。

ウォークアブル

「歩きやすい」、「歩きたくなる」、「歩くのが楽しい」の語感を持つ言葉。まちなかを車中心から人中心の空間へと転換することで、人々が集い、多様な活動が展開される場としていく、ウォークアブルなまちづくりが、世界の多くの都市で進んでいる。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。

オープンスペース

公園や広場等の、建物等で覆われていない空間。

温室効果ガス

温室のガラスと同じように、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に通過させますが、地表から放射される熱を吸収し、熱が地球の外に放出されるのを妨げる効果を持つ。主なものとして、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、クロロフルオロカーボン (CFC) 等。

か行

風の道

公園や街路樹等の緑や河川・運河等の水が連続することによりつくられる、都市内の空気の通り道のこと。これにより、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染物質の拡散防止を図る。

環境基本計画

環境に係る施策・事業を計画的かつ効果的に推進するために定める計画。令和3 (2021) 年3月に第3次宇都宮市環境基本計画 (後期計画) を策定。

居住誘導区域

立地適正化計画に定める、公共交通を使いながら便利で暮らしやすい中心部や駅周辺、幹線交通軸 (幹線道路等) の沿線等、居住の誘導を図る区域のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

グリーントラスト

無秩序な開発から緑地を守る運動を「グリーントラスト運動」といい、市民や企業からの募金を基金として土地を取得すること等により、優れた自然を市民共有の財産として、末永く保全していこうとする運動。宇都宮市内では、現在、「公益財団法人 グリーントラストうつのみや」が活動している。

景観計画

良好な景観の形成を図るため、区域 (景観計画区域) や基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画のこと。景観法に基づく法定計画。

景観形成重点地区

本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力ある街並みを形成すべき地域に対して、重点的に景観形成を推進していくため、地域特性に応じた景観形成の方針、行為の制限等を定める地区のこと。

景観形成推進地区

地域住民自ら景観形成に取り組もうとする地域について、市民主体の景観づくりを促進するために、地域特性に応じた景観形成の方針、行為の制限等を定める地区のこと。

高次都市機能誘導区域

立地適正化計画に定める、都市の活力や競争力をけん引する中心部の「都市拠点」を核に「中心市街地活性化基本計画」の区域と土地利用 (商業地域) を勘案した場所に高次で多様な都市機能を集積する区域。

さ行

里山

市街地や集落地の周辺にあり、かつて薪や炭の供給源となる等日常において人の生活と密接なかかわりをもち、人が利用してきたことで成立した場所。

市街化区域

都市計画法に基づき、区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街地再開発事業

土地利用状況が非効率的であり、災害時の危険度が高い地区等で、都市再開発法に基づき、不燃中高層化した共同建築物を建築し、合わせて道路や公園等の都市施設整備を行う事業のこと。

史跡

歴史上の事件に関係のある場所、古い建物やその遺構のこと。また、文化財保護法において歴史上または学術上価値が高いと認められる記念物のうち、日本国や地方公共団体が指定した重要な遺跡のこと。

自然公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、設置された公園のこと。

市民協働

市民参加のあり方を表す考え方で、市民、事業者、行政等様々な立場の人がお互いの行動や考え方を尊重しながら信頼・協力をする関係のこと。

市民緑地認定制度

都市緑地法に基づき、NPO法人や企業等の民間主体が、空き地等を活用して公園と同等の緑の空間を創出する際、税制優遇や補助を受けられることができる制度のこと。

ストック効果

防災性向上効果、環境維持・改善効果、健康レクリエーション空間提供効果、景観形成効果、文化伝承効果、子育て・教育効果、コミュニティ形成効果、観光振興効果、経済活性化効果等、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果。

スプロール化

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成されること。

生産緑地制度

都市農地のうち指定要件を満たす農地を指定し、農地の適正な保全を図る制度。

生物多様性

遺伝子(種内)、生物種(種間)と、それによって成り立っている生態系の3つのレベルにおける多様性を示す概念のこと。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地域拠点

NCC 形成ビジョンに定める拠点のひとつ。地域の成り立ちや歴史的なつながり・一体性等を踏まえ、旧町村の単位を基本に市内 14 か所に配置し、地域特性に応じた身近な機能を集積する。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき市町村が、伐採面積、伐採方法等を記載した森林整備計画を作成し、森林の転用や伐採に対する行為の制限等を行う民有林のこと。

地域制緑地

公園整備のように土地の権限を取得するのではなく、法律や条例等の規制等により良好な自然的環境を保全する緑地のこと。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、宇都宮市防災会議が作成する、本市の地域及び施設並びに市民に係わる災害に備え、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に至る防災対策を定める計画。

地区計画制度

都市計画法に基づき、地区の特性を活かした個性的で良好な街並の形成を目的として、道路や公園等の地区施設の配置及び規模、建築物等の制限、草地や樹林地の保全に関する様々なルールを定める制度のこと。

都市機能誘導区域

立地適正化計画に定める、公共交通等でアクセスしやすい中心部や駅周辺等、医療・福祉、子育て、商業等の生活サービスの誘導を図る区域のこと。

都市拠点

NCC 形成ビジョンに定める拠点のひとつ。高次で多様な機能を備えた拠点として、都市の活力や競争力をけん引し、中枢性や広域性を備えた中心市街地に配置・形成する。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、住民に最も身近な自治体である市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりビジョンを具体的に示し、地区毎の整備・開発又は保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。

都市公園

都市計画区域に設置される公園または緑地で、住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）や、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園等と様々な種類の公園がある。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。

な行

農用地区域

農業振興地域整備法に基づき、農業振興地域内において、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が整備計画により用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。

は行

Park-PFI 制度(公募設置管理制度)

都市公園において、飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。

ヒートアイランド現象

都市部は、郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状に表れる現象のこと。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、人間の生活や産業活動に伴う人工排熱の増大、大気汚染物質等が原因とされている。

風致地区

都市の風致(水や緑等の自然的要素に富んだ自然的景観)を維持するため、都市において良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を指定するもの

文化財

日本の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産のこと。文化財保護法に基づき重要なものは、重要文化財、名勝、天然記念物等として指定され、保全のための措置が講じられる。

保安林

水源の涵養、災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林のこと。

保全契約緑地

(公財)グリーントラストうつのみやが樹林地等保全契約事業実施要領に基づき、土地所有者と契約を締結して、保全を図る緑地のこと。

ま行

身近な生活圏の公園づくり指針

緑の基本計画に基づき、身近な公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の配置方針等を定める指針。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

谷戸

台地・丘陵地の内部に向かってたくさんの谷が入り込んでいる場所の地形。

誘致圏

公園の規模に応じて計算され、圏内の在住者がその公園の利用者として想定される範囲のこと。

ら行

緑視率

人の目に映る緑の量が、一定範囲内に占める割合のこと。

緑地協定

一団の土地又は道路・河川等に隣接する土地の所有者等が、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。

緑地率

法律や条例等により担保性が高い「緑地」が、市域面積に占める割合。

緑被率

区域に占める緑被地(樹林地・草地をあわせた土地)の割合のこと。緑被地は、樹木被覆地と草地をあわせた土地で、緑被率は一定の区域における緑被地の占める割合をパーセントで表示する。

レジリエンス

本来、回復力、弾性（しなやかさ）を意味する単語であり、防災分野では、災害等のリスクに対する抵抗力や災害を克服する強靱性を意味する。

わ行

ワンド

川の本流と繋がっているが、河川構造物等に囲まれて池のようになっている地形のこと。

第3次宇都宮市緑の基本計画

発行：宇都宮市 都市整備部 景観みどり課
連絡先：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
電話番号 028-632-2698
発行日：令和5年2月

住めば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA



咲けば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

植えて
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA